

令和 8 年度

事業計画書・資金収支予算書

社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会

社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会

社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会の 使命、経営理念、基本方針

1. 使命

みなかみ町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進することを使命とします。

2. 経営理念

みなかみ町社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス、活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自立した組織経営

3. 基本方針

みなかみ町社会福祉協議会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

令和 8 年度 社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会 事業計画

令和 8 年度 取組の方向性について

団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年を過ぎ、団塊ジュニア世代（1970 年代前半生まれ）が 65 歳となる 2040 年を見据え、労働者の減少や介護や医療の人手不足などに向けた対策が社会全体で求められています。

当町では、既に福祉人材不足の心配、その他のインフラの維持も困難な状況になっています。社会福祉協議会では住民の声をもとに行政や関係機関・団体と連携し、いつまでも町内で住み続けるための在宅で受けられる福祉サービスの維持ができるよう努めてまいります。

一方で地域での支え合いによる地域課題の解決にも取り組んでまいります。当会ですすめているサロン活動など地域福祉活動は、70 歳代あるいは 80 歳代に支えられており、活動を教育、保健、まちづくり団体など分野を超え、また若者やこどもとの連携をはかり、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進していきます。

重点項目

1. 町内の訪問介護等在宅福祉サービスの維持強化
持続可能な訪問介護等の在宅福祉サービスについて町当局、町内介護保険事業者等と連携協議し、維持強化に努めます。
2. 地域共生社会の実現を目指します。
問題を抱える方、世帯の支援の強化を図るため、相談支援、参加支援、地域づくりそれぞれの事業のあり方を再確認するとともに、相互の連携を強化します。
3. 小地域活動の促進
町内の様々な団体の協力をいただきながら、生活支援体制整備事業等による小地域活動の取組を促進し、安心して生活できる地域づくりを推進します。

実施事業

1. 総務企画

将来にわたって持続可能な法人運営を目指して、経営基盤の強化を図るとともに職場環境の整備を図ります。

1-1 会務の運営（理事会等の運営）	
1-2 経営基盤の強化（事業体系の見直し）	
1-3 職場環境の整備	

2. 社会福祉事業

住民の皆さんが安心して生活できる取組を推進します。

2-1 生活福祉資金貸付事業 生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことで、その経済的自立や生活意欲の向上を図り、また、在宅福祉、社会参加を促進し、安定した生活を送れるようにすることを目的とした生活福祉資金貸付事業を群馬県社会福祉協議会と協働して実施します。	群馬県社協委託
2-2 高額療養費つなぎ資金貸付事業 傷病のための療養を要する場合に、国民健康保険法に基づく高額療養費制度が適用される方であって、高額療養費が支給されるまでの間、療養資金の調達が困難な世帯に対してその資金の一部を貸付け、生活の安定を図ることを目的として資金の貸し付けを行います。	自主事業
2-3 福祉用具貸出事業 急なケガなどで車いす等福祉用具が必要な方に貸出を行います。	自主事業

2-4 思いやり駐車場利用証交付事務 障害者、高齢者、難病患者、妊産婦の方がショッピングセンターや公共施設などの「思いやり駐車場」の利用証を交付します。	群馬県事業
2-5 相乗りで買物（かいタク）事業の実施 買物にお困りの方を対象に、タクシー相乗りの買物支援を実施します。月 2 回の指定日にご自宅から協力店にまで送迎します。 利用の調整は生活支援コーディネーター等が行います。	自主事業
2-6 住民参加型福祉サービスの実施 住民会員の協力をいただきながら高齢者等の日常生活支援をおこないます。ゴミステーションへの運搬、金融機関の預貯金払い出しなどの福祉有償運送事業に伴う介助などを行います。	自主事業
2-7 福祉団体の支援 下記の団体の事務、事業の支援を行います。 ・老人クラブ連合会および支部 ・身体障害者福祉協会 ・更生保護女性会 ・遺族会 ・共同募金委員会 ・手をつなぐ親の会	自主事業
2-8 在宅介護者の支援 在宅介護者に対する情報提供、意見交換会などを実施して支援を行います。	共同募金事業
2-9 福祉啓発事業 社会福祉協議会の活動や福祉活動の理解と参加を促すために、広報誌やホームページ等で周知します。	共同募金事業

2-10 福祉車両貸出助成事業 福祉車両が必要な方が、提携するレンタカー業者から福祉車両をレンタルした場合の料金の一部（4/5 の額 最大 12 時間分まで）を助成します。 提携店 トヨタレンタリース群馬上毛高原駅前店	共同募金事業
2-11 福祉作文・ポスターコンクールの実施 児童・生徒が家庭や学校、社会生活のなかで社会福祉の現状や将来の夢などについて考えたり共感したこと、心に残る出会いなどを内容とする作文やポスターを作成することにより、児童・生徒の社会福祉に対する理解と関心を高めることを目的とし、このコンクールを実施します。夏休み期間中に募集し、福祉ふれあいフェスティバルで表彰を行います。	歳末たすけあい募金事業
2-12 福祉教育推進事業 町内の小中学校及び利根商業高等学校を福祉教育推進校として福祉事業に積極的に取り組んでいただくほか、当会がその事業に支援、協力します。	歳末たすけあい募金事業
2-13 一人暮らし高齢者等支援事業 町内の一人暮らし高齢者や二人暮らしの高齢者に対して下記の事業を実施します。 ・歳末まごころ便 75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に 12 月にお弁当をお届けします。 ・たかさご弁当 夫婦等でともに 85 歳以上の方のみの世帯を対象に年末頃お弁当をお届けします（年 1 回）。 ・高齢者昼食会 75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に昼食会を開催します。	歳末たすけあい募金事業
2-14 一人暮らし高齢者等給食サービス 一人暮らしの高齢者世帯等に週に 1 回の昼食をお届けします。	町委託事業

2-15 紙おむつ購入費助成事業 紙おむつが必要な要介護者等に対して紙おむつ販売を行います。販売額の 1/4 が町から助成されます。	町委託事業
2-16 日常生活自立支援事業 認知症や障害などで判断能力が不十分な人が地域や家で自立した暮らしができるよう福祉サービスの利用や金銭管理などを支援します。	県社協委託事業

3. 生活支援体制整備事業（介護保険法）

高齢者をささえる地域の支え合いの体制づくりを推進します。

3-1 生活支援コーディネーターを配置し下記の業務を行います。	町委託事業
3-1-1 地域に不足する生活支援・介護サービスの創出等	
3-1-2 生活支援等のためのネットワーク構築	
3-1-3 必要とする支援と提供主体のマッチング	
3-1-4 地域生活・ネットワーク部会（第 2 層協議体）の開催	

4. 多機関協働事業等事業（社会福祉法）

相談支援、参加支援及び地域づくりを連携させて、これまで制度や事業に結びつかなかった方たちなどを支援します。

4-1 多機関協働事業として下記の事業に取り組みます。	町委託事業
4-1-1 支援関係機関と連携して事例等に対して支援を行うほか、必要に応じて直接的な支援も行います。	
4-1-2 相談受付（各種相談会の開催）	
4-1-3 支援の実施	
4-1-4 重層支援会議を町と協働して開催	
4-2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
4-2-1 支援が必要な人の把握	
4-2-2 支援の実施	

4-3 参加支援事業	町委託事業
4-3-1 支援の実施	
4-3-2 資源開拓・マッチング	
4-3-3 定着支援・フォローアップ	
4-3-4 地域における福祉サービスとの連携	

5. 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（社会福祉法）
住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

5-1 地域住民のニーズ、生活課題の把握	町委託事業
5-1-1 アンケート調査の実施	
5-1-2 地域住民との座談会の実施	
5-2 地域のコミュニティを形成する「居場所づくり」	
5-2-1 福祉ふれあいフェスティバルの開催 (10月18日)	
5-2-2 地域のサロンの充実	
5-2-3 e-スポーツ、スマホ教室などによる多世代交流ができる居場所の設置	
5-2-4 「みんなのサロン すぺーすちっと」等ひきこもり者などが集える場の運営	

6. 福祉事務所未設置町村相談事業（生活困窮者自立支援法）
生活困窮者や生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関と連携して必要な助言、支援を行います。

6-1 一時的な相談支援	町委託事業
6-1-1 相談窓口の設置	
6-1-2 オンライン相談の実施	
6-1-3 生活困窮者への食糧支援	
6-2 群馬県との連絡調整・支援のサポート	

7. 介護予防等事業

介護予防、認知症予防を目的に下記事業を実施します

7-1 フレイル（虚弱）予防教室 月に2回フレイル予防が必要とされた方に対して理学療法などが受けられる教室を病院の協力をいただいて開催します。 4月から9月までに2カ所で月に2回行います。	町委託事業
7-2 おでかけ倶楽部 7-1 のフレイル（虚弱）予防教室で継続した教室への通いが必要とされた方に対して体操等ができる教室を開催します。 10月から3月までに2カ所で月に2回行います。	町委託事業
7-3 買物 de 介護予防“ワイワイ” 会場での体操とスーパーでの買物により介護予防教室を開催します。 月に2回行います。	町委託事業
7-4 認知症カフェの開催 認知症予防を目的としたお茶会を開催します。 のぞみ館会場とふれあい交流館会場の2カ所で週1回開催します。	町補助事業

8. 地域包括支援センター事業（介護保険法）

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り継続することができるよう下記事業を行います。

8-1 地域包括支援センター事業	町委託事業
8-1-1 介護予防ケアマネジメント	
8-1-2 一般介護予防事業	
8-1-3 総合相談業務	
8-1-4 権利擁護事業	
8-1-5 包括的・継続的ケアマネジメント業務	
8-1-6 地域ケア会議推進業務	
① 自立支援型地域ケア個別会議（年6回）	

② 地域ケア個別会議（介護・医療・認知症部会）（年6回）	
8-1-7 地域包括支援ネットワーク ① 地域ネットワークの構築（高齢者等支援ネットワーク推進協議会） ② 認知症総合支援業務 ③ 生活支援体制整備事業の推進	
8-2 介護予防支援事業	自主事業

9. 居宅介護支援等事業（介護保険法）

「みなかみ社協ケアプランセンター」と「水上居宅介護支援事業所」は、居宅介護支援事業者として、利用者が可能な限り自宅で自立して生活できるよう、介護支援専門員がともにケアプランを作成し、適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡調整を行います。

9-1 居宅介護支援事業（介護保険法）	自主事業
9-2 介護予防ケアマネジメント（介護保険法）	包括支援センター委託事業
9-3 介護予防支援事業（介護保険法）	包括支援センター委託事業
9-4 要介護認定調査（介護保険法）	町等委託事業

10. 通所介護等事業（介護保険法）

「デイサービスセンターほたるの苑」と「水上デイサービスセンター」は、通所介護事業所として、利用者が可能な限り自宅で生活できるよう、また、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的に事業を実施します。

10-1 通所介護事業（介護保険法）	自主事業
10-2 通所型サービス（介護保険法）	自主事業
10-3 基準該当生活介護事業（障害者自立支援法）	自主事業

11. 訪問介護等事業

「みなかみ社協ヘルパーステーション」は訪問介護事業所として、利用者が可能な限り自宅で生活できるよう、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護や、掃除・洗濯・買物・調理などの生活の支援などを目的に事業を実施します。

11-1 訪問介護事業（介護保険法）	自主事業
11-2 訪問型サービス（介護保険法）	自主事業
11-3 居宅介護事業（障害者自立支援法）	自主事業
11-4 重度訪問介護事業（障害者自立支援法）	自主事業
11-5 同行援護事業（障害者自立支援法）	自主事業
11-6 みなかみ町自立支援型ホームヘルプサービス	町委託事業
11-7 移動支援事業（障害者自立支援法）	町委託事業
11-8 子育て世帯訪問支援事業（児童福祉法）	町委託事業
11-9 福祉有償運送事業（道路運送法）	自主事業

12. 就労継続支援 B 型事業（障害者自立支援法）

障害福祉サービス事業所「ぴっころ」で、通常の事業者には雇用されることが難しい方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

12-1 就労継続支援 B 型事業	自主事業
-------------------	------

13. 公益事業

公益事業として下記の事業を実施します。

13-1 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法）	県社協委託 （事業実施区域は利根郡内）
13-1-1 自立相談支援（就労支援、生活支援）	
13-1-2 住居確保給付金の支給	
13-1-3 地域居住支援	
13-2 子どもの生活・学習支援事業（生活困窮者自立支援法）	群馬県委託
13-2-1 居場所の提供	
13-2-2 生活習慣・学習習慣の確立、学習意欲の向上支援	
13-2-3 コミュニケーションを育むための支援	
13-3 成年後見サポートセンター（中核機関）運営	町受託事業
13-4 法人後見事業の実施	自主事業